

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	所在地	建設業許可番号
株式会社大林組	東京都港区港南 2 - 1 5 - 2	1-003000

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可,「2-」は茨城県知事許可,「3-」は他県知事許可を表す。業者番号「4-」は茨城県建設コンサルタントの有資格業者番号,「5-」は県外建設コンサルタントの有資格業者番号を表す。

2 指名停止措置期間

令和 8 年 8 月 2 1 日 ～ 令和 8 年 9 月 2 0 日 (1 箇月間)

3 指名停止措置の適用範囲 ひたちなか市が発注する工事等

4 事実概要

株式会社大林組が代表構成員を務める共同企業体が施工の中央新幹線第四南巨摩トンネル新設(東工区)ほか工事において、令和 6 年 1 0 月 4 日に発生した労働災害に関し、所管の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていたとして、令和 8 年 3 月 2 4 日付けで同社及び同社社員 2 名が鯉沢簡易裁判所から労働安全衛生法違反によりそれぞれ罰金刑の略式命令を受けた。

5 指名停止理由

「ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱」第 2 条別表第 2 に掲げる(不正又は不誠実な行為)第 1 3 項(1)に該当するため。

〈ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱 別表第 2〉

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 1 3 別表第 1 及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 業務に関し、法令に違反したとき。 (2) 市発注工事に当たり、下請負代金の全部又は一部に不払いがあったとき市長が認めたとき。 (3) その他、業務に関し不正又は不誠実な行為があったとき市長が認めたとき。	1 月以上 9 月以内 1 月以上 9 月以内 1 月以上 9 月以内

問 い 合 わ せ 先

ひたちなか市総務部契約検査課
ひたちなか市東石川 2 - 1 0 - 1
電話 029-273-2457